

○特定小型原動機付自転車運転者講習実施要領の制定について

(令和5年6月30日例規第69号)

この度、別添のとおり「特定小型原動機付自転車運転者講習実施要領」を定め、令和5年7月1日から実施することとしたので、その運用に誤りのないようになされたい。

別添

特定小型原動機付自転車運転者講習実施要領

第1 趣旨

この要領は、特定小型原動機付自転車運転者講習の実施に関する規程(令和5年県公委規程第11号。以下「規程」という。)第12条の規定に基づき、特定小型原動機付自転車運転者講習(道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の2第1項第15号に掲げる講習をいう。以下「講習」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 講習実施責任者等

- 1 規程第4条第1項に規定する講習実施責任者は、講習全般について適正かつ確実に実施されるよう計画的な運用に努めるものとする。また、規程第4条第3項に規定する講習指導員に対し随時教養等を実施し、資質の向上を図るとともに、講習に使用する視聴覚機器等の整備並びに適切な使用及び管理がなされるよう指導監督するものとする。
- 2 規程第4条第2項に規定する講習実施担当者は、講習の実施に関して講習実施責任者を補佐し、講習指導員の指導教養、講習計画の策定、講習の運用指導その他講習に係る事務を行う。

第3 講習指導員等の指定

- 1 講習指導員は、交通部又は署の交通(地域交通)課に所属する警部補以上の階級にある警察官又はこれと同等の職格にある警察行政職員の中から講習実施責任者が指名し、本部長の指定を受けるものとする。
- 2 講習指導員の補助をさせるため講習補助者を置き、交通部又は署の交通(地域交通)課に所属する警部補以下の階級にある警察官又はこれと同等の職格にある警察行政職員の中から講習実施責任者が指定するものとする。

第4 講習の在り方

講習は、特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するため、受講者に対し、次の観点から行うものとする。

- 1 受講者の行動特性に応じた教育内容とすること。
- 2 受講者に学習シートの作成、発表等を行わせることなどにより、受講者自身に事故の要因、危険性、改善点等を考えさせること。
- 3 受講者に自身の交通行動を気付かせた上で、その変容を促すこと。

第5 事前準備

1 講習計画の策定

講習を実施するに当たっては、受講者に応じ、学ぶべき知識の順序、難易度等を勘案し、受講者が理解しやすい順序となるよう考慮した講習計画を策定するものとする。

2 講習環境の整備

効果的な講習を実施するため、講習場所の整理整頓に努めるとともに、事前に、使用する視聴覚教材に対応した視聴覚機器が整備されていることを確認すること。

3 講習指導員に対する教養等

講習指導員に対する教養等を随時実施して知識、教育能力等の向上に努めること。

第6 講習の実施場所

講習については、運転免許センター、署その他警察施設において行うこととする。

第7 講習の実施方法

1 申請書の受理

(1) 受講に当たっては、特定小型原動機付自転車運転者講習受講申請書（規程様式第6号。以下「申請書」という。）を提出させるものとする。

(2) 講習手数料は、静岡県収入証紙（以下「証紙」という。）を申請書に貼り付けさせることにより納付させるものとする。

なお、講習を休日（静岡県の休日を定める条例（平成元年県条例第8号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）に実施する場合は、事前に講習手数料の額の証紙を購入するよう受講者に指示すること。

(3) 受講に当たっては、本人であることの確認のため、個人番号カード、運転免許証、学生証等を提示させる。

(4) やむを得ない事情により開講時刻に遅刻した場合は、受講日を改めて指定し、受講させることができることとする。

2 編成

講習は講習指導員1人に対し、原則として、受講者3人程度の編成とし、参加型手法を取り入れたきめ細かな講習となるように配慮すること。この場合において、規程第5条第1号ただし書の規定により、講習実施責任者が受講者数を定めて講習を実施するときにおいても、受講者に自身の交通行動等について考えさせた上、全受講者に発言を求めると及び受講者同士の討議を必須とすることにより、双方向性及び個別的指導による受講者自らの運転行動に関する気付きの機会が確保されていること。また、必要に応じ講習補助者を配置して、資料の配付、視聴覚機器の設置及び操作、受講者の対応等の補助をさせるなど、円滑で効果的な講習の実施に努めること。

3 教本・視聴覚教材等

(1) 教本

特定小型原動機付自転車の交通ルール、具体的な交通事故事例、交通事故被害者等の手記等の内容を盛り込んだ教本を使用すること。

(2) 視聴覚教材

違反行為による危険性、他者への影響等を受講者に認識させるため、スタントマンによる特定小型原動機付自転車事故再現映像、ドライブレコーダーの映像等を記録した視聴覚教材を使用すること。

(3) 学習用教材

受講者自らに交通ルールの理解度を確認させるとともに、具体的な交通事故事例に基づいて、違反行為の危険性を認識させる内容とし、受講者同士の討議、講習指導員との対話等に資する教材を使用すること。

4 講習内容

講習は、特定小型原動機付自転車運転者講習課程（別紙）に基づき、行うものとする。

5 講習の進め方

講習は、受講者の運転行動及び特性に応じて個々具体的な指摘を行い、自らの運転行動に関する「気付き」を促すことに重点を置き、次の事項に配意して進めること。

- (1) 受講者に講習を受講する意味及び学ぶべき事項を理解させること。
- (2) 小テスト（理解度チェック）の結果を活用して受講者の法令遵守状況を認識させること。
- (3) 体験談の紹介及び損害賠償責任の説明を通じ、特定小型原動機付自転車事故の重大性を理解させること。
- (4) 視聴覚教材等を活用して交通事故の疑似体験をさせることなどにより、特定小型原動機付自転車事故の危険性を理解させること。
- (5) 基本的な交通ルールを遵守する必要性に加え、受講者の特性に応じ、事故等を起こさないための正しい交通行動を理解させること。
- (6) 自身の危険な運転の要因、その影響等について、学習シートによるワーキング、討議等を通じて理解させること。
- (7) 講習の最後に実施する交通ルール等の理解度に関する小テストにより、講習の成果を確認させること。
- (8) 受講の意義を受講者自らに総括させて発表させること。

第8 講習実施上の留意事項

省略

第9 講習の秩序維持

講習実施責任者は、他の受講者の講習を妨害し、又は他の受講者に著しく迷惑を及ぼすおそれのある者その他講習指導員等の指示に従わない者については、その者に対

する講習を停止し、途中退講させることができる。

第10 終了証書の交付

講習を終了した者が特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書（規程様式第7号。以下「終了証書」という。）の交付を求めてきた場合は、終了証書を作成して交付し、副本を保管すること。

第11 終了証書の再交付

終了証書の交付を受けた者が、終了証書の亡失、滅失又は棄損により終了証書の再交付を求めてきた場合は、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書再交付申請書（規程様式第8号）により申請させた上で、保管している終了証書の副本の写しを交付すること。

なお、再交付の申請は、講習を実施した都道府県公安委員会宛てに申請させること。

第12 講習未了時の措置

受講者が急病その他の理由により講習を終了できなかった場合は、未受講に係る課程の受講日を改めて指定し受講させるものとする。

第13 講習実施結果の報告

講習実施責任者は、講習の実施結果をその都度、公安委員会に報告すること。